

令和3年度 第10回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月5日(水) 16時00分から16時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (1件)
- 第3 議案第1～2号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)
- 第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (1件)
- 第6 議案第5号 江北町農業振興地域整備計画の変更(照会)について

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和3年度第10回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、2番委員、3番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主事を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、議案第1号と議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。今月の議案は2件、使用貸借が1件、賃貸借が1件、となっております。
- 議案の朗読は省略し、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 議案第1号を8番委員に、
議案第3号を4番委員に、
それぞれお願いします。

8番委員 管理もされており問題ないと思います。

4番委員 後任の耕作者を探されており、同地区の方に耕作をしてもらうようになりました。農地も管理されており問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決に移らせていただきますが、3条許可申請は2議案ございます。議案第1号と議案第2号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしの意見をいただきましたので議案第1号と議案第2号を一括をして採決いたします。議案第1号と議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号と議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 つづきまして、日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。

場所は、大字山口字三本黒木2605-2、地目は田です。面積は463平方メートル。分家住宅による転用の計画で、所有権移転となっております。

当該農地は南側一帯は10ヘクタール以上の農地が広がっているため第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断できます。

また、パイプラインの移設も計画に入っております。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第4号を、6番委員に説明をお願いいたします。

6番委員

当該農地について、分家住宅建築による転用で、近隣農地に影響はない判断いたしました。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決に移らせていただきます。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議長

つづきまして、日程第5、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第4号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年1月5日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第4号議案、受付は1件でございます。公社利用の農地売買が1件となっております。面積は、6,212平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

つづきまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、副会長に、お願いいたします。

副会長

玉葱定植後も良く管理されており、問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

日程第6、議案第5号、江北町農業振興地域整備計画の変更（照会）についてを、議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、第5号の議案書をご覧ください。
江北町長より令和4年1月5日付けで江北町農業振興地域整備計画について意見を求められています。

農業用振興地域から除外する案件は計4件、
1件目は建設会社事務所資材・機械置場・駐車場、地目は田で3,877平方メートル、第1種農地でございます。
2件目は精肉加工所・農産物ネット販売センター・ヤマト運輸配送センター、地目は田で2筆あり、8,940平方メートルと3,203平方メートルの合計12,143平方メートル、第1種農地でございます。
3件目は上分区集会所駐車場、地目は田で641平方メートル、第1種農地でございます。
4件目は九州旅客鉄道株式会社の枕木置場、地目は田で2筆あり、205平方メートルと80平方メートルの合計285平方メートル、第2種農地でございます。

転用許可要件については、議案書にもありますとおり、4件ともに条件を満たしております。

また、4件すべて土地改良の受益地となっておりますので、大字毎に設定されている27号振興計画を変更する必要がありますので、該当地区の振興計画を資料としてお渡ししております。

転用許可要件については、議案書19ページと20ページに記載している内容となります。

他の議案同様に、事前配布によって確認をしていただいておりますので、議案の詳細な朗読を省略させていただきます。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第
10回総会を閉会いたします。

16:30閉会

以上のおおりに、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記
載のおおりにあることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長 -----

(議事録署名人) 2番委員 -----

3番委員 -----

(会議書記) 事務局職員 -----